

≪金利上乘せ定期貯金 商品内容≫

(2025年10月1日現在)

商 品 名		相続資金専用定期貯金～Change 2025～									
資 金		①相続人の相続貯金 ②相続人の他金融機関からの預け替え相続資金									
販 売 対 象 者		相続手続きにおいて貯金を相続された、組合員または組合員家族の個人に限ります。 ※相続貯金を受け取られてから6ヶ月以内の資金									
最 低 預 入 金 額		50万円以上									
預 入 期 間		3ヶ月または6ヶ月または1年または3年									
適 用 金 利		3ヶ月 年1.0% 6ヶ月 年0.6%									
一律上乘せ金利 (1年、3年)		店頭表示金利＋年0.10% ※預入期間3ヶ月、6ヶ月は除く									
定期上乘せ金利 条件 (1年、3年)		定期貯金契約と同時に下記①～⑤を申し込んだ場合に限り、＋年0.05%金利の上乗せをさせていただきます。 ①新規組合員申込者 ②新規年金または給与振込者(予約を含む) ③新規JAカード申込者 ④新規JAネットバンク申込者(JAバンクアプリプラス) ⑤新NISA口座新規開設者 ※なお複数該当した場合でも＋年0.05%の上乗せとなります。									
払戻方法		満期日以降に一括して払い戻します。									
利 息		貯金利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 利払頻度 ※満期日以降に一括して払い戻します。 利息計算方法 ※付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。									
マ ル 優		障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。									
中 途 解 約		○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算した利息と元金を払い戻します。 「スーパー定期」「メリットツウ」共通 <table><tr><td>預入期間</td><td>適用金利</td></tr><tr><td>6ヶ月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr><tr><td>6ヶ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>1年以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> 「大口定期」の場合 ①預入日から1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合、次のA、B及びCのうち最も低い利率を適用します。 A. 解約日における普通貯金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 ※Cの基準金利とは、1ヶ月後の応答日以後に解約する場合、①のB及びCのうちいずれか低い利率を適用します。		預入期間	適用金利	6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	1年以上3年未満	約定利率×70%
預入期間	適用金利										
6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率										
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%										
1年以上3年未満	約定利率×70%										
付 加 で き る 特 約 事 項		「総合口座」の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期貯金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率です。)									
貯 金 保 険		保護の対象になります。									
取 扱 期 間		2025年10月1日～2026年3月31日にお申し込みの方を対象とします。									
そ の 他		当初預け期間終了後は店頭表示金利にてお預かりいたします。									
苦情処理措置 および 紛争解決措置の 内容		○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、 当JA本支所または総務部(電話:0537-20-0800)にお申し付け下さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)									